

糖尿病による足病変から足を守ろう、フットケアが鍵

糖尿病患者が長生きするためには、フットケアに努める必要があります。最悪、足病変が重症になると足を切断しなければならぬこともあります。大切な足を守るためには、血糖値をコントロールするとともに、自身の足のお手入れ（フットケア）が鍵になります。

☆糖尿病の怖い合併症、足の壊死とは？

なぜ糖尿病患者に足病変が起こるのか。糖尿病から壊疽に至る要因は3つあると言われています。それは①神経障害、②血行障害、③免疫力の低下です。

①神経障害

神経障害は、糖尿病の合併症として比較的早期に起こりますが、痛みやしびれだけでなく、進行すると痛みや熱さなどを感じなくなります。神経障害によって、足にできた靴ずれによる傷やタコ、イボなどに気づくのが遅れて、悪化し壊疽になることもあります。

②末梢血流障害

血流障害で、皮膚組織への酸素や栄養の供給が悪くなります。下肢の冷感から暖房器具の使用頻度が増し、やけどのリスクが大きくなります。やけど部位の血流が悪いいため、その部位の壊死を起こします。

③免疫力の低下

細菌やウイルスなどと戦う白血球の機能低下や免疫反応の低下のため、細菌に感染しやすくなり壊疽に繋がります。

☆足の壊死予防

足の壊死を予防するためには日々のフットケアが大切です。具体的には、毎日足をよく観察する、毎日足を洗い清潔に保つ、風呂の湯や電気製品でやけどをしないよう注意し、足に傷がきたら消毒して早めに病院を受診します。

☆足の壊死が起きた時の治療

足の不調に気づき、病院を受診すると、次のような治療が始まります。

①足の壊死が起きた場合の治療法は、壊死した組織を外科的に除去するデブリードマンという方法があります。感染がある場合は抗菌薬を投与し洗浄を繰り返し、新しい組織ができるのを待ちます。

②感染がない場合には抗菌薬は投与せず、洗浄で経過をみます。

③壊疽が重度で、感染により全身へ細菌が回り、命の危険がある時には足を切断することもあります。

また、重度の血流障害がある場合には、カテーテル治療によって

狭くなった部分の血管を風船で広げたり、自分の血管を移植し血行を再建するバイパス手術を行います。血行障害を残したままでは、再度壊死を起こす可能性があるからです。

☆糖尿病フットケア外来とは

足病変のある糖尿病患者様を対象に、糖尿病足病変の発症および進行の予防を目的とし、医師の診察、指示の上、処置をしながら足のセルフケアの方法を指導する外来です。日々の療養生活上で気になることなどを、相談していただく場でもあります。足病変による患者様のQOL（生活の質）の低下を防ぐこと、患者様自身が毎日足を見て、フットケアを実践することができるよう支援しています。糖尿病による足のトラブルを予防、早期発見し、重症化しないことにより、患者様はセルフケアの効果や意義を実感できます。糖尿病フットケア外来の目標は、患者様自身が、ご自分の足に関心をもち、足病変予防のためのフットケアができるようになることです。傷があるからフットケアを行うのではなく、足病変を発症させないようにするための予防フットケアが大切です。

遺産分割協議

Q 質問

前回に続く質問です。亡父の預金を誰がいくら相続するかを決めるためには、相続人全員による遺産分割協議が必要とのことですが、私以外の相続人は、認知症の母と音信不通の妹です。今後、実際にどのような手続を行えば良いのでしょうか。

A 回答

預金も含め、亡父の遺産を誰がどのくらい相続するかを決めるためには相続人全員による遺産分割協議が必要です(遺言書のある場合を除く)。

認知症等で判断能力が減退した相続人がいる場合、遺産分割協議を行なうためには、その判断能力の減退の程度に応じて、後見人、保佐人、補助人の選任を家庭裁判所に申請する必要があります。後見人は当然に本人の代理人となりますが、保佐人、補助人は、遺産分割に関する代理権を当然に有するものではないので、家庭裁判所から遺産分割に関する代理権付与を受けなければなりません。

所在不明の相続人がいる場合、まず、戸籍謄本や住民票等から、その生存と住民票上の住所を確認します(戸籍や世帯を別にする兄弟姉妹の戸籍謄本や住民票を取得するには、その取得が正当な理由によることを市役所等に説明しなければなりません)。戸籍等から生存が推定できても住民票上の住所に居住しておらず、他に所在を知

る術がない場合、遺産分割協議を行なうためには、不在者財産管理人の選任を家庭裁判所に申請する必要があります。不在者財産管理人の本来の職務は不在者の財産の保存行為、目的たる物又は権利の性質を変更しない範囲での利用行為・改良行為なので、処分行為である遺産分割協議を成立させるためには、不在者財産管理人は権限外行為の許可を家庭裁判所から得なければなりません。

後見人等は本人の利益を守る立場にある為、法定相続分を下回る遺産分割協議には原則として応じません。不在者財産管理人も基本的には同じですが、不在者の場合、年齢、将来における出現の可能性、配偶者や直系卑属の有無等から、不在者の利益を不当に害する遺産分割協議か否かを家庭裁判所がある程度柔軟に判断して許可するか否かを決定しているようです。

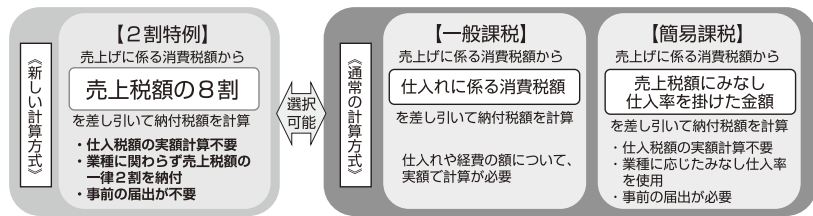
遺産分割協議が合意に至らないときは、家庭裁判所での調停や審判で遺産分割方法を決めることになります。

なお、後見人等は、一旦選任されると、その職務は本人の判断能力が回復するか死亡するまで続きます。不在者財産管理人の職務も、本人の出現や死亡が明らかになるか、財産が無くなるまで続きます。本人出現の場合には本人に、本人死亡が判明した場合には相続人に、管理していた財産を引き継いで、その任務が終了します。

前回まで5回にわたってインボイス制度の概要を説明しました。今回は引き続きインボイス制度を選択した場合の負担軽減措置について説明させていただきます。

1. 2割特例の概要

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上に係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができ（いわゆる2割特例）。



【計算イメージ】 参考：2割特例（インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）の概要 | 国税庁 (nta.go.jp)

2. 2割特例の対象者について

2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方が対象です。したがって、

・基準期間における課税売上高が1千万円

を超える事業者の方
・資本金1千万円以上の新設法人
・調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った事業者の方
などはインボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や、課税期間を1ヵ月又は3ヵ月に短縮する特例の適用を受ける場合などについては、2割特例の対象とはなりません。

（注1）「基準期間」とは、個人事業者の場合はその年の前々年、事業年度が1年である法人の場合はその事業年度の前々事業年度のことをいいます。

（注2）「事業者免税点制度」とは、基準期間における課税売上高が1千万円以下であることにより事業者の納税義務が免除される制度のことをいいます（消法9①）。これにより、納税義務が免除される事業者を免税事業者といえます。

3. 2割特例の適用期間及び届出等について

2割特例を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間となります。2割特例の適用に当たっては、事前の届出は必要なく、消費税の申告時に消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができます（28改正法附則51の2③）。

また、2割特例を適用して申告した翌課税期間において継続して2割特例を適用しなければならぬといった制限はなく、課税期間ごとに2割特例を適用して申告するか否かについて判断することができます。